

第 3 1 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 5 年 6 月 20 日 火曜日 14 時 00 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第31回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和5年6月20日 火曜日 14時00分～14時45分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	4番 諏訪 栄一	3番 村松 祐一
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	8番 福田 真実	7番 佐藤 孝夫
	10番 大井 豊記	9番 柴崎 陽
	12番 松本 吉弥	11番 間舩 一男
	推進委員 本名 京子	
	推進委員 佐藤 和人	
	推進委員 元木 博人	
		推進委員 眞部 剛
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 山田 幸市
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 齋藤 武美
		推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 山内 祐太郎
	農業委員 8名出席／12名	
	推進委員 3名出席／10名	

4. 議事録署名人 2番 眞鍋 伸太郎 4番 諏訪 栄一

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長

小林 隆浩

事務局次長

後藤 淳

係長

田邊 実千代

主査

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局長 会議の前に、ご報告いたします。本日、3番 村松 祐一 委員、7番 佐藤 孝夫 委員、9番 柴崎 陽 委員、11番 間船 一男 委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局長 それでは、ただいまから、第31回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
2番 眞鍋伸太郎 委員、4番 諏訪栄一 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第109号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号9番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は字東川原 〇〇番 田 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が耕作不便・低生産地のため、譲受が経営規模拡大のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は10aあたり400,000円です。権利は所有権移転であります。経営状況については、記載のとおりです。

受付番号10番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は字東川原〇〇番 外〇筆 田 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が県外在住のため管理不可能、譲受が経営規模拡大のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は10aあたり400,000円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については、記載のとおりです。

受付番号11番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は字惣印南〇〇番 田 〇〇㎡と字惣印東〇〇番 畑 〇〇㎡、計〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は親族のため無償であります。権利は所有権移転であります。経営状況については、記載のとおりです。

受付番号12番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は、松沢字中原〇〇番 田で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が経営縮小のため、譲受が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は柿畑を抜根し田にするため、総額〇〇円です。権利は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号13番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は旭三寄字箕作乙〇〇番 外〇筆 畑で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が遠方に住んでおり管理できないため、譲受が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額〇〇円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については、記載のとおりです。

受付番号 14 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。

申請農地は旭三寄字霧窪乙〇〇番 外〇筆 田 〇〇㎡と、旭三寄字箕作乙〇〇番 外〇筆 畑 〇〇㎡、計〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が遠方に住んでおり管理できないため、譲受が相手方要望のためであります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額〇〇円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第 109 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 109 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 議案第 110 号 農用地利用集積計画の決定について審議いたします。本案件は利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それではまず、受付番号 346 番から 356 番までを議題といたしますので、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 346 番から 356 番まで原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、受付番号 357 番から 360 番を議題といたします。本件については、委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇委員は退席願います。

— 〇〇 委員 一時退席 —

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 357 番から 360 番までは原案のとおり決定いたします。

— 〇〇 委員 着席 —

議 長 〇〇委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定しました。

【遊休農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 111 号 遊休農地にかかる非農地の決定について審議いたします。事務局説明願います

事務局次長 通し番号 1 番・2 番、農地の所在は、雀林字梅元〇〇番 外〇筆です。地目、面積、把握日等については、一覧表のとおりです。所有者は 2 件ともに 〇〇さんです。現地調査の結果、原野とすることが妥当との判断であります。

通し番号3番、農地の所在は、松岸字五本松〇〇番です。地目、面積、把握日等については、一覧表のとおりです。所有者は〇〇さんです。現地調査の結果、山林とすることが妥当との判断であります。

通し番号4番、農地の所在は、上戸原字寺崎堤〇〇番です。地目、面積、把握日等については、一覧表のとおりです。所有者は〇〇さんです。現地調査の結果、原野とすることが妥当との判断であります。

通し番号5番～8番、農地の所在は、旭市川字東宮後丙〇〇番 外〇筆です。地目、面積、把握日等については一覧表のとおりです。所有者は全て〇〇さんです。現地調査の結果、全て原野とすることが妥当との判断であります。

通し番号9番、農地の所在は、旭無量字板橋〇〇番です。地目、面積、把握日等については、一覧表のとおりです。所有者は〇〇さんです。現地調査の結果、原野とすることが妥当との判断であります。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。

本件は現地調査を行っておりますので、出席委員からの報告を求めます。
通し番号1番から2番について、本名京子 委員より報告願います。

本名委員 非農地判断のための現地調査についてご報告を申し上げます。

通し番号1番・2番、非農地化希望申請者は、〇〇さんです。当該地については、農地法の運用について第4(2)の所有者からの申請に基づき、令和5年5月30日午後2時から調査を行いました。出席者は、土地所有者の〇〇さん、調査委員は、野中充 委員と私、事務局から田邊係長の立ち合いにより現地調査を実施しております。判断基準は、農地法の運用について第4(4)に基づき判断いたしました。雀林字梅元〇〇番 外〇筆は、雀林集落の北側に位置しております。現地を精査し、申請人より聞き取りをしたところ、〇〇番の農地は20年以上不耕作地となっており、雑木が生い茂り、荒廃化して農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地と判断いたしました。

また、〇〇番の農地は、小さく異形であり、復元しても継続して利用することが見込まれない農地と判断いたしました。申請地は、隣地とは農道または水路で分断されているため、他の農地への影響はありません。

雀林字梅元〇〇番 外〇筆について、非農地・原野が妥当であると判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議長 次に、通し番号3番から4番について、佐藤和人 委員より報告願います。

佐藤(和)委員 非農地判断のための現地調査についてご報告を申し上げます。

通し番号3番、非農地化希望申請者は〇〇さんです。当該地については、農地法の運用について第4(2)の所有者からの申請に基づき、令和5年6月1日午前9時から現地を調査いたしました。出席者は、土地所有者の〇〇さん、調査委員は、眞鍋 伸太郎委員と私、事務局から田邊係長の立ち合いにより現地調査を実施しております。

判断基準は、農地法の運用について第4(4)に基づき判断いたしました。松岸字五本松〇〇番は、松岸集落の西側の山ぎわに位置しております。現地を精査し申請人より聞き取りをしたところ、未整備の農地であり20年以上前に不耕作地となったため、その後に杉を植林した農地であります。現地は、山に隣接しており、鳥獣被害も多く、周辺の山林化により、復元しても継続的な利用が見込まれないと判断いたしました。申請地は、隣地が山林、原野で囲まれているため、他の農地への影響はありません。松岸字五本松〇〇番について非農地 山林 が妥当であると判断いたしました。

続きまして、通し番号4番、非農地化希望申請者は、〇〇さんです。

上戸原字寺崎堤〇〇番は、上戸原集落の北西に位置しております。現地を精査し、事務局より聞き取りをしたところ、当該農地は柿畑ですが、高齢で20年以上耕作をしておらず、雑木が複数存在し、荒廃化して農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地と判断いたしました。申請地は、隣地とは農道で分断されているため、他の農地への影響はありません。上戸原字寺崎堤〇〇番について、非農地・原野が妥当であると判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議長 次に、通し番号5番から9番について、元木博人 委員より報告願います。

元木委員 非農地判断のための現地調査についてご報告を申し上げます。

通し番号5番から8番、非農地化希望申請者は、〇〇さんです。当該地については、農地法の運用について第4(2)の所有者からの申請に基づき、令和5年6月8日午前9時から現地を調査いたしました。出席者は、土地所有者の〇〇さん、調査委員は、村松祐一 委員と私、事務局から田邊係長の立ち合いにより現地調査を実施しております。

判断基準は、農地法の運用について第4(4)に基づき判断いたしました。旭市川字東宮後丙〇〇番 外〇筆は、小川窪集落の北側に位置しております。

現地を精査し、申請人より聞き取りをしたところ、未整備の農地であり、申請人の前の代までは耕作していたものの、高齢により20年以上不耕作地となっております。現地は、雑木が複数あり、鳥獣被害も多く、周辺の山林化により、復元しても継続的な利用が見込まれないと判断いたしました。申請地は、隣地とは町道で分断されており、また山林に囲まれているため、他の農地への影響はありません。旭市川字東宮後丙〇〇番 外〇筆について、非農地・原野が妥当であると判断いたしました。

続きまして、通し番号9番、非農地化希望申請者は、〇〇さんです。同日、午前9時40分から土地所有者の〇〇さん同席のもと調査を行いました。旭無量字板橋〇〇番は無量集落の南側に位置しております。現地を精査し、申請人より聞き取りをしたところ、当該農地は、高齢になったことや体調不良により5年前から不耕作地となっており荒廃化しておりました。農地の形状も、小さく異形であり、復元しても継続して利用することが見込まれない農地と判断いたしました。申請地は、山林に囲まれており、隣接する農地とは高低差もあるため、他の農地への影響はありません。旭無量字板橋〇〇番について、非農地・原野が妥当であると判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第111号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第111号は原案のとおり決定いたしました。以上で議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 106 号から第 112 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 106 号は 2 件の届け出がありました。詳細については相続案件なので省略いたします。

【農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出について】

事務局次長 報告第 107 号は 1 件の届出がありました。
受付番号 1 番、申請人は、〇〇さん。申請農地は、大石字家ノ下〇〇番 田
で〇〇㎡であります。
転用しようとする事由は農業用倉庫です。工事着工及び完成年月日は受理日
以降で令和 5 年 9 月 1 日です。建設物の名称及び面積は、農業用倉庫〇〇㎡
で駐車場・通路・その他〇〇㎡です。

【許可の条件を履行したことの証明について】

事務局次長 報告第 108 号は 2 件であります。
転用許可証を紛失したため、地目変更のために証明書を発行したもので、転用
目的は進入路用地です。詳細は、記載のとおりとなります。

【合意解約について】

事務局次長 合意解約した件数は 1 件で 借受人が耕作できなくなったためです。

【農振地域整備計画への変更意見】

事務局次長 報告第 110 号は 1 件であります。
受付番号 1 番、事業計画者は、〇〇さん、土地所有者は、〇〇さん。
申請農地は、大石字家ノ下〇〇番 田で〇〇㎡の内〇〇㎡であります。
変更事由は農業用倉庫用地で用途変更であります。以上です。

【会津美里町農業委員会の委員選考委員会設置要綱の一部改正について】

事務局次長 本要綱は、令和3年5月に「個人情報の保護に関する法律」が改正され、同法律の規定が直接自治体に適用となることから、令和5年3月会議において「会津美里町個人情報保護条例」を廃止し、新たに「会津美里町個人情報の保護に関する法律施行条例」が可決されたことに伴い、要綱の一部を改正するものです。

第8条中「会津美里町個人情報保護条例」を「個人情報保護に関する法律及び会津美里町個人情報の保護に関する法律施行条例」に改めるものです。この要綱は、令和5年4月1日から施行となります。

【会津美里町農業委員会の農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱の一部改正について】

事務局次長 趣旨については、報告第111号と同じです。第8条中「会津美里町個人情報保護条例」を「個人情報保護に関する法律及び会津美里町個人情報の保護に関する法律施行条例」に改めるものです。この要綱は、令和5年4月1日から施行となります。報告事項については以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑はありませんか。

— なしの声 —

議長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第31回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14:45 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和5年6月20日

議 長 _____
(松本 吉弥)

議事録署名人 _____
(2番 眞鍋 伸太郎)

議事録署名人 _____
(4番 諏訪 栄一)